

監査結果に係る措置通知書

健康福祉局	
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>6 使用料</p> <p>(1) 使用料減免理由の合理性</p> <p>⑩ 仙台オープン病院用地（（財）仙台市医療センター）</p> <p>無償貸付の経済効果は使用料相当額の補助金支出と同一であることから、無償貸付に係る公益上の必要性が認められるかどうか問題となる。当病院が行う救急医療や高度医療について、公益上の必要は認められるものの、地域医療支援病院としての診療報酬加算があっても「医業収益を確保できない」ことが、公益上の事業の結果によるものか、その他の理由（例えば、経営努力不足による赤字）によるものか判別できず、無償貸付の根拠として乏しい。</p> <p>この点につき、仙台オープン病院の設立経緯が公設民営であるとはいえ、公はあくまでも病院設置という投資リスクを負うものであり、その運営を行う民は適正使用料を負担のうえ、病院経営にあたるのが本来の姿であるというのは、民間病院の土地代を公が負担していないことを考えると自明である。</p> <p>以上より、当該敷地使用料は医業収益で賄うべき性質のものであり、使用料減免について具体的取扱いを定めた「処理基準」における適用上の根拠が不明確であり、病院敷地全体を無償貸付する理由に合理性は認められない。</p>	<p>公有財産事務取扱要領（昭和 58 年 3 月 11 日市長決裁）別表第 4「行政財産目的外使用許可等処理基準」第 3-3-(7)の規定に基づき、「財団法人仙台市医療センターに対する普通財産（市有地）の貸付に係る貸付料の減免取扱要領（平成 21 年 3 月 31 日健康福祉局長決裁）」を定め、減免根拠を明確にした。</p>